


いますぐ行いたい 補助金を活用した融資提案

融資シェアアップにつながる補助金の概要や申請時のポイント等を解説する。

竹内心作

1 **ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金を活用しよう**



国 や自治体が数多く実施している補助金の中でも、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（以下、ものづくり補助金）は、金融機関の渉外担当者にとって、中小企業との取引深耕を図るチャンスにあふれた補助金だ。本稿では補助金の概要、申請・採択のポイントを解説するとともに、融資に結びつけるための提案方法について紹介する。

ものづくり補助金は、平成24年度補正予算から、ものづくり中小企業・小規模事業者が実施する設備投資などを支援するために開始された制度だ。もともとは中小製造業の競争力強化・経済活性化を狙ったものだったが、現在は補助対象を卸売・小売・サービス・建設業などにも拡大し、裾野の広い支援が可能となっている。

今回も平成27年度補正予算の中から約1020億円がものづくり補助金に割り当てられた。以下、経済産業省が公表した資料に沿って、補助金の内容を見てみよう。取引先に案内する基礎になるので、しっかり確認しておきたい。

★ものづくり補助金の概要

①補助金の目的
補助金の目的は、「国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援する」とある。

ここでのキーワードは「認定支援機関」だ。中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」によれば、「認定支援機関は、中小企業・小規模事業者が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や、実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されている」とある。つまり、「悩める中小企業の強力なサポーター」が認定支援機関なのだ。

「高度生産性向上型」では上限3000万円の補助も

②補助対象
次に補助対象となる取組みについて知っておこう。簡単に、対象事業には「革新的サービス」「ものづくり技術」という二つの類型

があり、それぞれについて「一般型」「小規模型」「高度生産性向上型」があると考えよう。

「革新的サービス」は「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う、革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であることが求められる。一方、「ものづくり技術」は「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であることが求められる。

「一般型」は設備投資が必須であり、対象経費は機械装置費・技術導入費・運搬費・専門家経費で、補助上限額は1000万円。「小規模型」は設備投資が必須ではなく、対象経費は一般型に加え、原材料費・外注加工費・委託費・知財関連経費・クラウド利用費と幅広く、上限額は500万円だ。「高度生産性向上型」は今回新設されたもので、IoT (Internet of Things) 等を用いた設備投資により、生産性の向上を図る事業を

支援するものだ。対象経費は「一般型」と同様だが、上限額が3000万円と大きい。

③申請
申請を行う中小企業は、まず自社の事業分野が「革新的サービス」「ものづくり技術」のどちらに該当するかを選択し、そのうえで内容や規模が「一般型」「小規模型」「高度生産性向上型」のどれにあてはまるかを判断する。

今回の募集期間は平成28年2月5日から4月13日までだ。書類提出は郵送のほか電子申請でも可能だが、取引先が申請を検討しているなら、早めの声かけが大切だ。

補助金交付までのつなぎ資金にニーズが発生

では、ものづくり補助金のどこに融資提案につながるチャンスがあるのか考えてみよう。

前述のように、自行車庫が認定支援機関に指定されているなら、取引先との接点は作りやすい。それだけでなく、「採択された補助金の支払い原則として事業終了後の精算払いとなる」ことを知って

いれば、ピンとくる読者も多いはずだ。つまり、中小企業には補助金交付までの間の事業資金ニーズが発生するのだ。つなぎ資金の調達ニーズである。

実際に申請書の中には、補助金交付までの資金をいかにして調達するかを明記する項目がある。もちろん自己資金も必要だが、借入金に頼る場合には資金の調達先として金融機関名を記載する欄がある。この欄に自行車庫の名前を書いてもらえるかどうか、担当者の腕の見せどころになる。

★ものづくり補助金の申請・採択のポイント

それでは、実際の公募要領・申請書類に従って、申請・採択のポイントを見ていこう。申請書類などの資料は、インターネットや、ものづくり補助金の事務局を受託している中小企業団体中央会の窓口で入手できる。前半は公募要領で制度内容の詳細な説明、後半が申請書類になっている。

申請書類は「革新的サービス」

「ものづくり技術」の各類型用に分かれているが、フォーマットはほぼ同じである。ここでは申請書類中の事業計画書について、特に事業内容の項目以下を見ていく。

ガイドラインや指針を読み適切に対象類型を選択

1. 事業計画名
申請する事業計画の名称を30字程度で記載するのだが、簡潔かつインパクトのある書き方が求められるだろう。補助金の審査は外部有識者等による採択審査委員会が申請書類をもつて行うとされている。もちろん委員会が計画名のみに審査するわけではないが、やはり目に留まるような書き振りにしておきたい。

2. 事業計画の概要
計画の大きな内容を1000字程度で記載する。後の項目で具体的な内容を書くので、何もかも詰め込んで説明する必要はない。むしろ気をつけたのが、専門用語を多用して、一読しても意味の分からない内容になってしまうことだ。生産技術やIT技術の説明を